

基礎研究及び人材育成部会システム改革に関する(中間)まとめ案(本文)

<1. はじめに: 検討の背景>

2012年10月、京都大学山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞するとのニュースは日本中で歓喜をもって迎えられた。1987年の利根川進教授の受賞以来、25年振りとなる生理学・医学賞での受賞(自然科学分野においては日本人15人目)ということにととまらず、「(山中教授による)革新的な発見は、個体発生や細胞の分化についての理解を根底から覆すものであった。…教科書は書き換えられ、新たな研究分野が確立された。」と受賞理由で述べているように、ノーベル賞委員会もその成果に極めて高い評価を下しており、成果の発表からわずか6年という異例の速さでの受賞となったことにも、その評価及び期待の高さが表れている。

このように我が国の科学技術の水準の高さを国際的にも明らかにする快挙が成し遂げられた反面、近年の論文指標において、世界の主要国と比較し著しく低い伸びに留まり、国際的地位が相対的に低下していることに見られるように、我が国の国際的な基礎研究力は危機的な状況にあるとの指摘がある。基礎研究は、「イノベーションの源泉たるシーズを生み出すもの(多様性の苗床)として、また、広く新しい知的・文化的価値を創造し、直接的あるいは間接的に社会の発展に寄与するもの(第4期科学技術基本計画第IV章)」である。基礎研究力の強化に向けて、課題の分析に基づいた確かな対策が早急に求められる。

このような中、7月30日に開催された総合科学技術会議本会議において、野田内閣総理大臣から「システム改革等イノベーション実現に必要な施策のあり方について、年末までに対応方針を取りまとめ」るよう指示があった。本指示に応えるべく、総合科学技術会議では基礎研究・人材育成に関する事項についてイノベーション政策推進専門調査会に設けた「基礎研究及び人材育成部会」において審議を行うこととした。本部会では、システム改革に関する重要課題について数か月にわたり集中的に審議を行ったので、その結果を報告する。

<2. 検討の視点>

- ① 我が国の研究力の状況を具体的にみると、例えば、我が国は研究者による論文数が増加している反面、その伸び率はG7で唯一伸び悩んでいる。また、被引用数の多い論文数に関して

も同様の傾向にある(図表1)。さらに欧州を中心に増加している国際共著論文も我が国は少ない(英国 49%、ドイツ 49%、フランス 50%に対して、日本は 25%)。

これらも一因となって、世界大学ランキングにおける我が国の大学の地位は低下しつつあり(図表2)、その中の一つである「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション(THE)」から公表された今年度の「世界大学ランキング」では、上位 200 校に入った日本の大学数は昨年と同数の5校だが、東京大学以外の4校はいずれも昨年から順位を落としており、同誌から「日本全体としては憂慮すべき結果」とされた。

図表 1

【主要国における論文数とTop10%補正論文数の伸び率】

量的指標: 論文数						質的指標: Top10%補正論文数					
指標	区分	国名	1998-2000年 (平均値)	2008-2010年 (平均値)	伸び率	指標	区分	国名	1998-2000年 (平均値)	2008-2010年 (平均値)	伸び率
論文数	全分野	米国	213,229	297,191	39%	Top10% 補正 論文数	全分野	米国	33,512	45,355	35%
		中国	24,405	120,156	392%			中国	1,417	9,813	592%
		英国	62,662	82,218	31%			英国	7,864	12,818	63%
		ドイツ	56,795	79,952	41%			ドイツ	6,667	11,818	77%
		日本	62,457	71,149	14%			日本	5,099	6,375	25%
		フランス	42,267	58,261	38%			フランス	4,787	7,892	65%
		全世界	681,493	1,082,264	59%			全世界	67,681	107,163	58%

(注) article, letter, note, reviewを分析対象とし、製表ソフトにより分析、3年移動平均値である。
トムソン・ロイター社 Web of Scienceを基に、科学技術政策研究財団が集計

出典: 科学技術政策研究所 調査資料204 科学研究のベンチマーキング2011

図表 2

世界大学ランキングにおける日本の大学の位置付け		
日本大学	世界ランキング	
	2011公表	2012公表
東京大学	30	27
京都大学	52	54
東京工業大学	108	128
東北大学	120	137
大阪大学	119	147

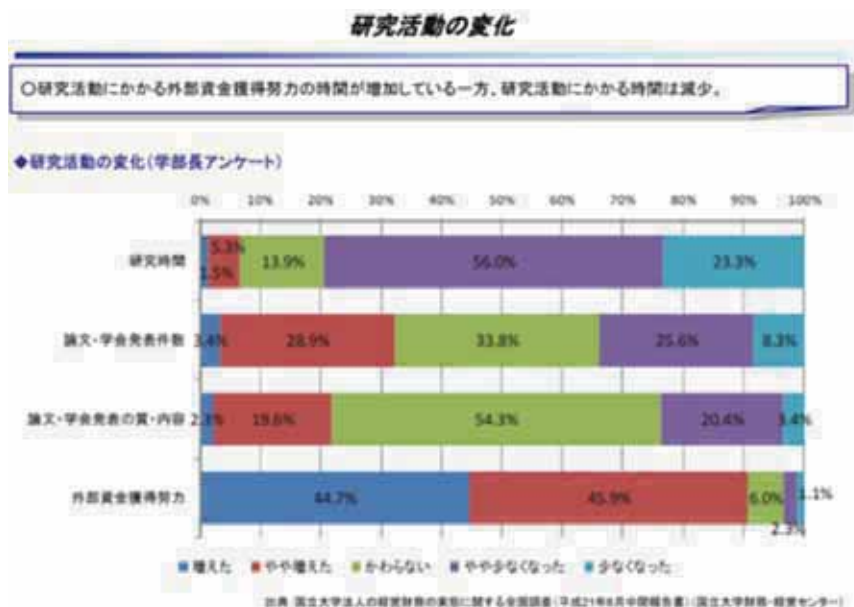
(出典: タイムズ・ハイヤー・エデュケーション 世界の大学ランキング)

このような数値からは、我が国の基礎研究力の国際的地位が相対的に低下してきていると言えようが、大学の現状からは、

- ・ 国際的に卓越した研究拠点が形成されにくくなっており、また、先端的・独創的な研究も生まれにくいなど、研究の質が低下していること
- ・ 競争的資金獲得のための申請書類作成等により研究時間が不足していること(図表3)
- ・ 若手研究者の常勤ポストが減少していること(図表4)
- ・ 国際共著が相対的に不足していることのように国際化が遅れていること(図表5)

等、多様な事柄が要因として、かつこれらが複雑に絡み、研究の質的レベルを向上させるための環境の劣化が進んでいることで生じたものであることが指摘されている。

図表3

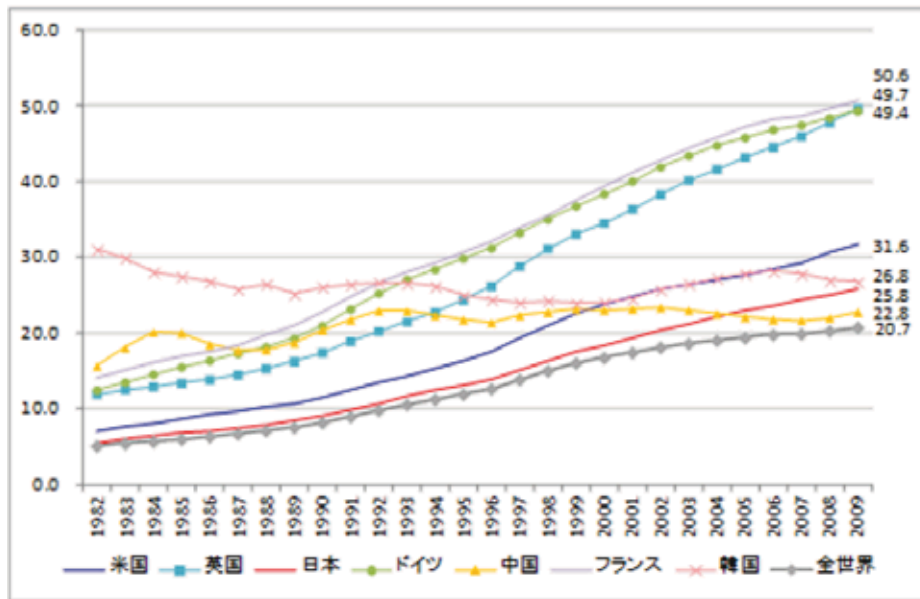


図表4



図表5

国際共著論文率の推移 (%)



出典：科学技術政策研究所 調査資料 204 科学研究のベンチマーキング 2011

本部会では検討に当たり、効率的な議論を行うため、これらを個々に扱うのではなく、大きく「財政制度・組織等研究基盤に関すること」「若手研究人材の確保等人事制度(マネジメント)に関すること」「競争的資金に関すること」という、「仕組み、ヒト、金」の3つに分類整理した上で、各項目の課題と方策について具体的な検討を進めた。

- ② 本部会では、研究大学を中心とする基礎研究力の充実方策について議論を重ねたが、これは単にアカデミアの在り方だけに閉じるものではない。アカデミアの基礎的体力を回復させるための組織のオープン化、研究組織のグローバル化への対応、若手研究者の活躍の機会を拡大する組織改革、研究拠点としての大学間競争の促進等の観点から、大学改革を具体的に推進することが重要である。これらを達成することによって、大学がより開かれた競争的環境から社会的インパクトの大きい成果を世に送り出すことは、今後の我が国全体への明示的な貢献を示すものに他ならない。大学の教育を通じて育成される高度な人材はイノベーションを起こし、それを促進するために欠かせない。また、大学の研究は、ひとりアカデミアのものではなく、基礎研究の進展が社会の「知」の基盤そのものを変化させる力を持つとともに、イノベーションとなって「業」の基盤をも変化させる力を持つものであることを強く認識する必要がある。同時にそれ

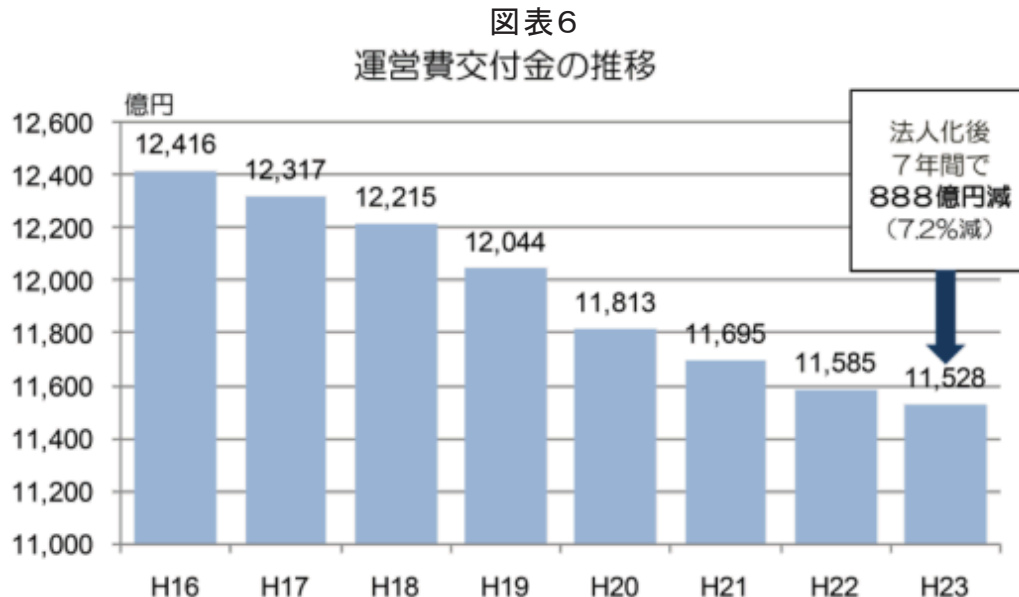
は、アメリカというイノベーションの巨大な拠点と、新しく生まれる富を背景に台頭しつつある東アジア地域のイノベーション拠点の中間地点にあって、我が国が世界に存在感を示すことにも通じるものである。

<3-1. 財政制度・組織等研究基盤改革>

(1) 改革すべき課題(問題の所在)

① 国立大学では基盤的経費(国立大学法人運営費交付金等)が年々減額されて(図表6)おり、人件費を支出できる額でしかなくなっている。このため、法人化により学長のリーダーシップの下、トップダウンによる改革が期待されていながら、大学の個性を伸ばす取組が困難となっている。

また、マネジメントに関する大学間の競争がなく、社会や国民生活、産業発展に向けた大学の努力・基礎研究の重要性が国民から見えにくい。



出典:文部科学省作成

② 科学技術政策研究所が公表した「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2011」によれば、分野ごとに「強み」を持つ大学の状況が明らかになっている。企業では長期的成長を望めない事業と組織を廃止する、類似の事業を統合し一般費や販売管理費の効率化を

図り、それらの資源を「強み」をもつ事業等へ配分している。企業の経営手法をそのまま大学に当てはめることは困難であるが法人化に伴い、国立大学に民間的経営手法の導入が期待されている中で、例えば、単位組織ごとの教育研究の評価に基づく資源配分の見直しが行われず、また大学内の経営改善や組織再編が進んでいない(図表7)。

図表7

教育研究組織の改組の実績

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
○国立大学法人化後の組織の見直しについては、法人化以前と比較して活発化しているとは言えない。									
大学学部	学部の新設	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
		0	0	0	0	0	0	2	0
	学部の改組	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		0	0	2	3	2	7	4	0
大学学部	学科等の新設	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
		2	4	6	3	1	4	3	0
	学科の改組	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		18	6	30	23	70	40	52	22
大学院	研究科等の新設	(14)	(10)	(16)	(10)	(9)	(5)	(6)	(6)
		14	10	27	12	18	18	13	9
	修士課程	(5)	(2)	(1)	(1)	(0)	(1)	(4)	(3)
		5	2	2	1	2	1	5	3
	専門職学位課程	-	(0)	(14)	(7)	(4)	(1)	(2)	(1)
		-	0	14	7	4	1	2	1
	博士課程	(9)	(8)	(1)	(2)	(5)	(3)	(2)	(4)
		9	8	11	4	12	16	6	5
	専攻の設置	(61)	(74)	(32)	(15)	(6)	(16)	(18)	(9)
		61	74	138	88	97	52	96	70
大学院	修士課程	(37)	(29)	(8)	(6)	(3)	(7)	(3)	(2)
		37	29	81	27	51	21	43	40
	専門職学位課程	(0)	(0)	(10)	(6)	(0)	(1)	(13)	(2)
		-	0	10	6	0	1	13	2
大学院	博士課程	(24)	(45)	(14)	(3)	(3)	(8)	(2)	(5)
		24	45	67	55	46	30	40	28

※()は設置率において教員審査が必要な見合い案件で内数(平成10年度開設結核より設置認可を弾力化している)。また、大学の再編統合は含めていない。

(出典:文部科学省国立大学法人後の現状と課題について(中間まとめ))

図表8

外国人研究者の入国者数			
区分	2006	2011	増減
入国者数	10,857	9,962	△ 895
※出典:法務省登録外国人統計表			
※外国人研究:在留資格が「教授」「研究」の合計			

(2)対応方針

- ① 国立大学の法人化により、学長のリーダーシップの下、トップダウンの改革を行うことは制度上可能となっているが、必ずしも機能しているとは言えない。法人化から十年が経過しようとする現在、各国立大学は、改めて法人化の趣旨に立ち返り、制度の下で期待されている組織運営を確実に行うべきである。なお、法律上、その学長の権限については、「国立大学法

人を代表し、その業務を総理する(国立大学法人法第 11 条第 1 項)」とのみ規定されている。その具体的内容・範囲を国が改めて明確にすることは、法人の長としての学長による改革の実行を促進する上で、極めて有効である。

また、運営費交付金の削減によって、学長が大学として戦略的に取り組む事業に必要な財源を確保できない状況なども勘案しつつ、各国立大学が互いに切磋琢磨する中で、優れた成果を上げたものが報われる新たな資金配分の仕組みの構築を検討すべきである。例えば、国立大学を機能別に区分した上で、各学長は、その責任と権限において強化すべき機能に即した事業計画を提出し、第三者機関の評価に基づき、優れた計画に対して所要の経費を配分する形が考えられる。提出した計画の進捗状況をモニタリングして、資金配分の増減を行うことにより、大学が努力を重ね、向上していく姿を国民に明示することができるとともに、大学同士がビジョンや運営について競い合うという環境が構築される。このような仕組みは、本来、私立大学を含む全大学を対象とすることが望ましいが、費用対効果の観点から、世界トップレベルの大学と競争する力のある研究大学(Research University)を中心に取り組みを進めることを期待する。

② 学長や役員会が大学全体の組織経営を最適化するためには、前提として学内の各組織(部局)単位での状況を正確に把握していることが不可欠である。このため、組織(部局)単位での会計制度を早急に確立すべきである。ただし、新たな制度の導入には、設計及び周知に一定の期間が必要であり、現行の中期目標期間中に制度を変更することには現場に混乱を生じることが懸念される。したがって、新たな制度は次期中期目標期間から運用することが適当であるが、それが確実に実施されるよう検討を積極的に進めるべきである。なお、将来的には会計制度を学科専攻単位とすることも視野に検討が進められることが望ましい。また組織ごとの会計結果は毎年公表されるべきである。

③ グローバル化が進み、国際的競争が激しくなる中で、これに対応するため民間企業では SWOT 分析に基づく業種・組織再編を行っており、海外では上述の「世界大学ランキング」で世界の上位に位置付けられている英国の大学でも、研究業績評価結果等を踏まえ、部局を再編している。このような取組は世界的な動きとして今後ますます進む中であって、我が国の

大学においても適切な相対評価に基づく資源配分や、それに基づく組織再編等が柔軟に行われるべきであり、こうした取組を求める声は産業界からも強い。一方で、大学には、これまで先人が蓄積してきた人類の叡智を将来の世代に伝えていく責務があり、この点にも十分に配慮する必要がある。教育及び研究の評価の在り方に関しては、評価基準の設定、モニタリングの方法、評価者の養成確保など、種々の課題があると考えられる。したがって、全体システムの構築は容易ではないが、適切な相対評価と資源配分への反映なくして、国立大学法人制度のPDCAは回らない。国及び大学関係者は、大学の責務を踏まえつつ、この課題への取り組みを急ぐ必要がある。

- ④ 我が国の研究に関わる諸指標の向上に向け、各大学が自ら「強み」を特定し、国際的な競争力をもつ領域をコアとして学長のリーダーシップの下に強化し、特色ある研究大学を形成することが強く求められる。

また、構築した拠点を真に国際的なものとするためには大学における人材の国際化が進むことが重要である。大学における取組が進んでいない現状(図表8)を踏まえ、まず、競争的資金を共同研究者である国外の研究者に開放することや競争的資金の申請の際に国際共著であるかを明記させ評価項目とすること等に早急に取り組むべきである。また、所属研究者の30%以上を外国人としている世界トップレベル研究拠点(WPI)は高い成果を挙げていることを踏まえ、その拡充についても検討すべきである。

<3-2. 人事制度(マネジメント)改革>

(1) 改革すべき課題(問題の所在)

- ① 近年、大学における若手研究者の正規ポストが大幅に減少しており、特に年齢が若くなるほど関連ポストの削減幅が大きくなっている(図表9)。また、処遇が安定しないことから若手研究者にとって研究職の魅力が低下していることも大きな課題である。人材育成は大学に課せられた大きな使命であることを踏まえれば、今後の基礎研究を支える若手研究者が恒常的に活動する拠点であり、教育研究活動を向上・発展させる場であるポストの確保は急務である。

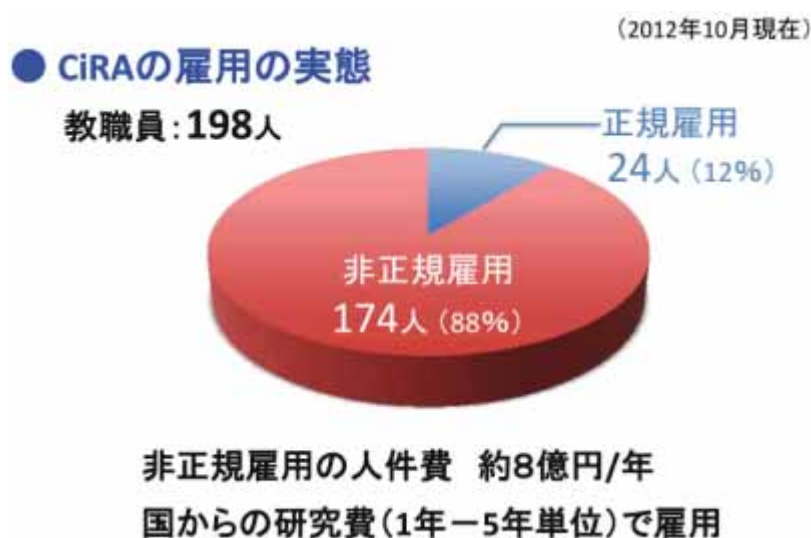
図表9
国立大学の若手教員人口の推移

	1998年度	2001年度	2004年度	2007年度	2010年度	増減(人) (1998→2010)	増減(%) (1998→2011)
25歳未満	88	77	34	17	9	-79	-89.8%
25歳～30歳未満	2,492	1,808	1,387	1,110	968	-1,524	-61.2%
30歳～35歳未満	7,937	7,694	6,846	6,045	5,693	-2,244	-28.3%
35歳～40歳未満	10,718	10,540	10,208	10,371	10,190	-528	-4.9%
計	21,235	20,119	18,475	17,543	16,860	-4,375	-20.6%

(出典) 文部科学省「学校教員統計調査」に基づき内閣府作成

- ② 科学技術の高度化に伴い高性能な装置が導入されるなど、基礎研究の実験段階から応用に至るまで、研究者だけでは研究を実施・継続することが困難となっており、技術者や知財専門家等様々な研究支援者の参画が不可欠となっている。他方、大学や研究機関では基盤的経費の不足から、これら人材を経常的に雇用・確保することが難しくなっており、結果、例えばノーベル賞を受賞された山中教授が所長を務めている京都大学のiPS細胞研究所(CiRA)では9割が有期雇用となっている(図表10)ように、研究支援者の多くが競争的資金による有期(非正規)契約により雇用されており、不安定な身分の中で研究活動に従事している状況にある。

図表10



出典: 科学技術イノベーションを巡る課題～ノーベル生理学・医学賞受賞を契機として～山中教授説明資料

(2) 対応方針

① 深刻な状況にある大学における若手研究者の正規ポスト不足を改善するため、特に研究大学における研究人材全体の人事評価に基づく種々の工夫・努力が求められることは言うまでもない。ただ、若手研究者への適切な雇用枠を確保することは現実的に容易ではないことから、複数の大学によりコンソーシアム(大学群)を形成し、ある程度長期間、若手研究者の雇用を確保するような仕組みの検討を行うことが望ましい。なお、この仕組みを通じて、若手研究者の安定的な雇用を一定期間確保しつつ、研究機関間を移動する流動性は持たせ、どの機関に採用されるかについての研究者としての競争原理は働かせる必要がある。また、コンソーシアムでの雇用継続については、若手研究者に対する評価を行って決定する仕組みとすべきである。

② 研究支援人材を安定的に確保する方策としては、①各大学等が独自に雇用する、②別組織(大学が100%コントロールする中間法人等)で一括して雇用して大学等に派遣する、③資金交付団体に雇用する等の案が考えられる。このうち、別組織による雇用という案が、当該組織での雇用を保証した上で、期間を限定して研究プロジェクトを実施する機関に出向する形態が最も望ましいと考えられるが、実現に向けて法律改正の可否を含め種々の課題について更に検討すべきである。

また、研究支援人材に必要な知識や能力をそれぞれの職種に応じて検討することも必要であり、学位を有する研究経験者をリサーチ・アドミニストレーター(URA)として活用している大学もあり、このURA制度の普及・定着についても進めていく必要がある。

なお、早急な対応が求められる中、当面の方策として、研究大学等において研究支援者雇用に向けて人事交流協定を結ぶコンソーシアムを構築すること(上記①の一環)が考えられるところであり、このような動きが進むことを期待する。

<3-3. 競争的資金改革>

(1) 改革すべき課題(問題の所在)

① 現在、研究を行う資金は競争的に配分されており、その総額は4,255億円に上っている。

このうち我が国最大規模の競争的資金である科学研究費補助金（以下「科研費」という。）は、研究者の自由な創意に基づく自発的な研究に対して支援を行う資金であり、全体の6割（2,566 億円）を占め、約26万5千人・約1,700機関が登録し、毎年6万4千件の研究課題を支援する研究資金としての意義・有効性を訴える声は研究者の中に多い。一方で、平成13年度から22年度の10年間で科研費の総額は約400億円（20%）増額して（図表11）おり、厳しい財政状況が続く中であって、突出した伸びを見せていながら、記述の通り、この間の研究論文数は伸び悩んでいる（欧米諸国が平均30%以上、全世界平均でも59%の伸び率を示しているのに対して、我が国においては14%）。このような状況にあるのは G7 で我が国のみであって、経費増に見合う十分な成果が出ているとは言えない。

図表11

科研費：予算額の推移



出典：科研費 2012 パンフレット

- ② 大学等においては基盤研究費が大幅に減少しているため、研究室を維持するためには競争的資金を獲得することが必須になっている。そこで、資金を確実に獲得することを優先して挑戦的な研究計画を避ける、あるいは、大型の研究費を狙わずに採択可能性が高い研究種目に申請を行うという傾向が広がっている。この結果、小規模な研究種目に多数の応募が行われ、審査業務への負荷が増している。また、多くの研究者が書類作成に忙殺され、研究支援人材等の不足（図表12）とも相まって、研究者から更に研究時間を奪うという悪循環に陥っている。

図表12



(出典：文部科学省国立大学法人後の現状と課題について(中間まとめ))

③ 科研費の分野別新規採択率は、約300に及ぶ細目においてほぼ一律(約 30%)となっている(図表13)。申請内容を適正に審査する観点から細目化することは不可欠であるとする一方、このように数多く分けられた細目を前提に、そこに申請することとしていること自体、新たな領域に果敢に挑戦しようとする、研究者の積極的な姿勢を損なっているのではないか、等の意見がある。

図表13

平成24年度科学研究費補助金(基盤研究等)細目別 新規採択率一覧

平成24年4月現在

分野名	分科名	細目名	細目番号	応募採択	計
情報学	情報学	情報学基礎	1001	応募	172
				採択	55
				採択率	31.98%
		ソフトウェア	1002	応募	212
				採択率	29.72%
		計算機システム・ネットワーク	1003	応募	444
				採択率	29.05%
		メディア情報学・データベース	1004	応募	532
				採択率	28.76%
		知能情報学	1005	応募	314
				採択率	28.34%
		知覚情報処理・知能ロボティクス	1006	応募	524
				採択率	28.44%
		感性情報学・ソフトコンピューティング	1007	応募	361
採択率	29.09%				
基礎化学	基礎化学	物理化学	4601	応募	397
				採択	105
				採択率	26.45%
		有機化学	4602	応募	264
				採択率	28.03%
		無機化学	4603	応募	218
				採択率	26.15%
		計		応募	879
				採択	236
				採択率	26.85%
分析化学	4701	応募	258		
		採択	70		
		採択率	27.13%		

出典：日本学術振興会公表資料を元に内閣府で作成(抜粋)

(2) 対応方針

研究費と論文数には単純な相関関係があるとみるべきではなく、双方を安易に関連付け検討することには慎重であるべきとの意見もあるが、多額の国費を投入している以上、その効率化をはかるとともに、意義・必要性を国民に対して明らかにする必要があるのは当然である。これまでも同様の問題意識から、検討や指摘が繰り返し行われてきたが、すべての学問分野に関わる科研費について、制度の根幹に関わる変革を行うことは適当ではないとの意見も強く、十分な対応がとられてこなかった。ただ、アジア諸国の台頭など世界的な状況が急変する中、事態はもはや猶予が許されない段階にきている。

科研費については、これまでも様々な改革が実施されてきているが、論文のいわゆる量と質

にかかわる指標が低下している現状を踏まえ、科研費の制度設計を総合的に見直すべきである。その際には、以下の点に留意する必要がある。

- i) 平成22年度に提言されている「研究成果をより国民や社会に還元するため、各年度において個々の研究成果を登録・公開するデータベースを構築」することについては、具体的な工程表を作成して、早急に実現すべきである。また、この結果をもとに制度全体の運用実績を第三者機関が評価する仕組みを導入すべきである。
- ii) 世界的にインパクトを与える独創的な研究が数多く採用されることが重要でありながら、現状では研究テーマではなく、有力な研究室の出身であるか、有力な先生が後ろについているか等で評価されている面もあるとの意見がある。このため、第105回総合科学技術会議において総理から「独創的なアイデアや技術をもつ若手研究者を育成、発掘するため、新たな採択方式の採用など科研費の改革を行うこと」が求められており、この点についても適切に見直しを行うべきである。
- iii) 研究の「すそ野を広げる」と「峰を高くする」ことが併存している科研費の構成について、これを維持することが自然であるとする意見は多く、平成22年度の提言でも「多様性」と「先端性」の併存を前提に、それらの「調和に十分配慮」することが求められている。

確かに、研究の初期フェーズであって比較的少額な萌芽研究や基盤研究 C については、応募する若手研究者に対して分野を問わず等しく採択し、多くの研究者が幅広く競争的資金を得られるとすることは重要だが、基礎研究の発展を考えた場合、いつまでも初期段階の区分・水準での研究を続けていることが認められることは好ましくない。従って、人文学や社会科学、理論研究など、必ずしも高額の研究費を必要としない研究分野もあり、一律の対応はできないが、原則として同一区分で応募できる回数は制限すべきである。また、新たな課題にチャレンジする姿勢を涵養するために、現在、禁止されている複数区分への応募は認められるべきであり、かつ、複数応募する場合には、その一つは既存のどの分野にも属さない課題を受け付けるための新たな区分を設けた上で、そこに必ず申請させることとすべきである。

また、何回かの申請を経て、ある程度資金規模が大きくなった研究の中から早期に目利きによって優れた研究をトップダウンで選び出し、これに集中的・継続的な支援を行っていくという段階的な体系が構築されることが重要である。このような体系をより効果的なものにす

るために、上位の段階においては我が国が「強み」をもつ分野や今後、力を入れていくべき分野に経費の傾斜的配分を行うとともに、当該分野の課題については採択も重点的に行っていく必要がある。さらに、研究費のみならず、研究支援者の措置も含めることが必要である。

なお、世界的な水準を目指す研究は規模も大きいことから、研究計画の策定や研究プロジェクトのマネジメント等を、その実施に関し、研究者だけで行うことには限界があるといわざるを得ず、「峰を高くする」研究については、既存の大型支援経費との整合を踏まえ、科研費として扱うことの妥当性について検討が進むことが望ましい。

iv) 競争的資金の基金化については、最先端研究開発支援プログラム(FIRST)で実施(平成21年度)したことを嚆矢として、科研費についても平成23年度に3種目、平成24年度に2種目が基金化され、新規採択課題数の約9割が基金化の対象となっている。これにより、研究計画の変更が必要となる場面で研究費の効率的な使用が可能となったり、繰越しの事務コストが低減される等のメリットがあり、研究費の活性化・成果向上や研究費の効率的な使用等に寄与すると考えられており、そのメリットを高く評価する意見が多くの研究者から寄せられている。

他方、基金化の対象は小規模(500万円以下)なものに限られているため、配分額でみると全体の約4割となっていることから、全種目における基金化の実現を求める声が強いが、基金化により論文の生産性や質の向上にどのような効果があるかは未だ十分に明らかになっていない。今後、基金化の対象になるのは社会的な影響・関心も強い大規模な研究種目が中心であることを踏まえ、基金化の実現に向け、効果検証とその結果の公表を行い、国民の理解を得るよう努めるべきである。

<4. その他>

① 総合科学技術会議では、平成22年度に基本政策専門調査会から「基礎研究強化に向けて講ずべき長期的方策について」報告書を取りまとめている。そこでは「基礎研究強化に向けた研究資金の改革」「基礎研究強化に向けた研究人材の育成」「国際競争力の強化を目指した拠点の形成」について具体的事項が提言されており、それらの中には「運営費交付金等の

確保」「研究成果の公開」「大学等の構造改革による若手研究者ポストの確保」等、今回の議論で取り上げられたものも少なくない。これら提言が確実に実現されるよう、関係省庁に対して、実施を強く求めるとともに、その進捗状況を定期的に確認することや、実施されない事項についてはその理由を明らかにするよう求めることとする。

- ② 「基本研究・人材育成部会」では、今回の報告事項を含め、第4期科学技術基本計画第IV章に掲げる「基礎研究及び人材育成の強化」のための具体的方策について、引き続き検討を進める。